

# さいたま市消防力整備計画

さいたま市消防局

平成23年8月

(平成25年7月追補)

# 目 次

## 第1章 総則

第1	策定の背景	1
第2	計画の基本	2
第3	計画の位置付け	2
第4	計画の期間	2

## 第2章 署所整備計画

第1	整備基準	3
1	目標	3
2	基本方針	3
3	延焼危険性の指標と区分	3
4	整備基準	4
5	出場から放水開始までの時間を超える地区	4
第2	整備計画	5
1	整備計画	5
2	出場から放水開始までの時間を超える地区への対応	6

## 第3章 消防車両整備計画

第1	消防ポンプ自動車	8
第2	はしご自動車又は屈折はしご自動車	8
第3	化学消防車	8
第4	救急自動車	9
第5	救助工作車	9
第6	指揮車	9
第7	特殊災害対応車	10
第8	特殊車等	10
1	資機材搬送車	10
2	大型水槽車	10
3	電源照明車	11
4	水難救助車	11
5	特別高度工作車	11
6	後方支援車	11
7	指揮支援車	12
8	火災調査車	12
9	人員輸送車	12

第9	非常用消防車両	13
1	消防ポンプ自動車	13
2	救急自動車	13
3	救助工作車	13
第10	その他の消防車両	14

#### 第4章 人員整備計画

第1	基本的な考え方	15
1	基本	15
2	人員の基準数の考え方	15
第2	人員の基準	15
1	消防ポンプ自動車	15
2	はしご自動車又は屈折はしご自動車	16
3	化学消防車	16
4	救急自動車	16
5	救助工作車	16
6	指揮車	17
7	特殊災害対応車	17
8	特殊車等	17
9	通信員	17
10	予防要員	17
11	総務要員	18
第3	整備計画	19
1	現状	19
2	人員配置の考え方	19
3	整備計画	19
4	充足率	20

#### 第5章 今後の課題

## 第 1 章 総則

### 第 1 策定の背景

昨今、消防においては、多様化する災害態様に的確に対応するため警防体制の充実強化、複雑化する建築物構造や性能規定化等に対応した予防業務の高度化・専門化、さらに、急速な高齢化に伴う救急出場件数の増大や救急業務の高度化に対応した救急業務実施体制の充実強化など、各分野において増大するニーズに的確に対応する必要性が高まっている。

また、大規模な地震等の自然災害やテロ災害、武力攻撃災害等、新たな事象に対応するための体制整備が強く求められており、消防を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中で、本市の消防は、平成 13 年 5 月の 3 市合併により、旧浦和市消防本部、旧大宮市消防本部及び旧与野市消防本部が合併し、さいたま市消防本部が誕生、平成 15 年 4 月の政令指定都市への移行に伴い、さいたま市消防局となり、平成 17 年 4 月の岩槻市の編入合併に伴う旧岩槻市消防本部との合併を経て現在の体制に至っている。

しかし、消防力（署所（消防署及びその出張所をいう。）、消防車両及び人員）については、基本的に合併前におけるそれぞれの消防本部の消防力を引き継いだ形で運用している。また、消防力の整備については、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づいて、国から示されている「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号。以下「整備指針」という。）に基づき整備を進めてきた。

一方、現在の社会情勢は、全国的に極めて厳しい財政状況下にあって、財源の大きな伸びは期待できず、逆に少子・高齢化の進行、価値観の多様化などを背景として、行政需要は増大を続けており、限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的で効果的な行財政運営を進めることの重要性が一層増してきている。

このような状況を踏まえ、「安全を確保し、市民生活を支える」ため、今後、発生しうる多様な消防需要に的確に対応することを目標として、まず本市における現状の消防力について把握することとし、平成 21 年度に「さいたま市消防力適正配置調査」（以下「適正配置調査」という。）を実施し、消防力の適正配置の方向性について分析を行った。さらに、本市の消防体制をあらためて総点検した上で、市域を画一的な視点で算定する整備指針に基づいた消防力整備の考え方を見直し、効果的・効率的で、かつ、強力な消防体制を確立するため、平成 22 年度には、消防局内に「さいたま市消防力適正配置のあり方検討委員会」を設置して、適正配置調査の結果と整備指針を踏まえた「さいたま市消防力整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定することとした。

また、本市における非常備の消防力である消防団については、平成 23 年度に消防局内に「さいたま市消防団あり方検討委員会」を設置し、消防団の充実強化を検討することとした。

## 第2 計画の基本

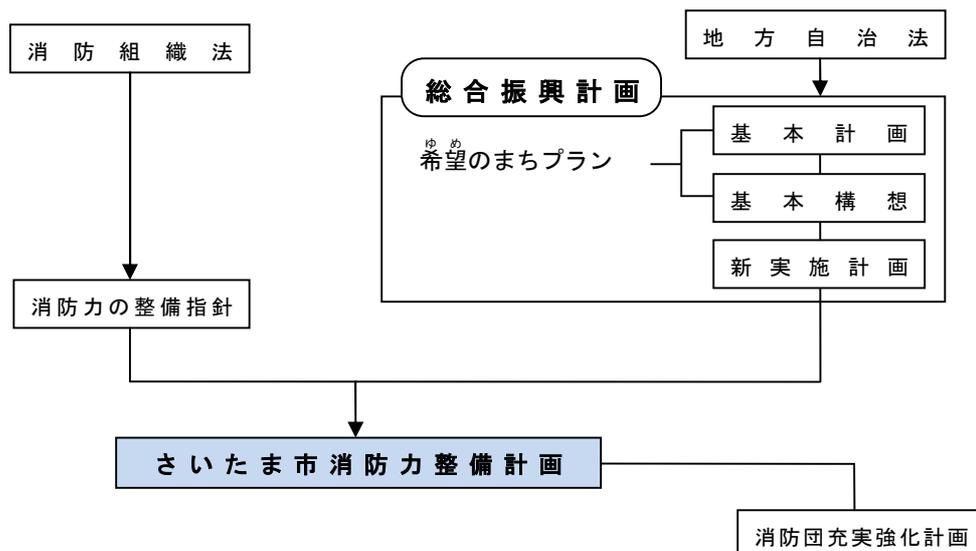
本整備計画は、効果的・効率的で、かつ、強力な消防体制を確立するため、整備指針及び配置調査の結果を踏まえつつ、社会情勢、市民のニーズ、人口、道路状況、木造建築物の密集度、災害発生状況、消防活動体制等から分析を行い、本市の実情に応じた消防力を整備するための基本とする。

また、第1で記した消防団の充実強化に係る検討結果を踏まえ、「消防団充実強化計画」を本整備計画に付随する個別計画として、別途策定するものとする。

## 第3 計画の位置付け

本整備計画は、整備指針及び「さいたま希望のまちプラン（総合振興計画）」に込められた多くの市民の思いを具現化するために策定された「新実施計画」の策定及び推進のポイントを踏まえ、「安全を確保し、市民生活を支える」ために必要な消防力を計画的に整備するため計画する。

図1 計画関連図



## 第4 計画の期間

本整備計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

また、本整備計画は、人口、道路状況、建築物の状況、災害発生状況等のデータを分析したうえで策定していることから、おおむね5年ごとに当該データの検証を行い、必要に応じて修正等を行うこととする。

なお、社会状況の変化などにより見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても計画を適切に見直すこととする。

## 第2章 署所整備計画

### 第1 整備基準

#### 1 目標

「一戸建ての専用住宅において発生した火災を火元建築物1棟の独立火災にとどめ、隣棟への延焼を阻止する。」ことを目標とする。

#### 2 基本方針

署所から消防ポンプ自動車が出場し、現場到着して放水を開始するまでの時間が6分30秒（以下「出場から放水開始までの時間」という。）以内に行えるように配置することを基本方針とする。

#### 【消防ポンプ自動車の出場から放水開始までのプロセス】



※ 本市における消防ポンプ自動車の出場から放水開始までのプロセスは、走行時間を5分30秒、放水準備時間を1分30秒とすることから、出場から放水開始までの時間は7分となる。

このプロセスを整備指針による出場から放水開始までの時間経過のプロセスにあてはめると出場及び放水準備に要する時間がそれぞれ30秒短縮していることから、整備指針による放水開始と本市の放水開始は同時となる。

#### 〔考え方〕

$$\begin{array}{ccccccc}
 -30秒 & + & 5分30秒 & + & 1分30秒 & = & 6分30秒 \\
 \text{出場短縮時間} & & \text{走行時間} & & \text{放水準備時間} & & \text{出場から放水開始までの時間}
 \end{array}$$

### 3 延焼危険性の指標と区分

#### (1) 延焼危険性の指標

##### ア 建ぺい率

一般に建築物が密集していれば、火災が発生した際、隣棟に延焼する可能性が高いと考えられる。

このことから、建築物の密集度を表す指標として、一般的に使用されている建ぺい率を用いることとする。

イ 人口密度

火災の発生頻度は、一般的に人口規模と正比例の関係にあることから、人口の多少は、重要な要素である。

このことから、人口の密集度を表す指標として、一般的に使用されている人口密度を用いることとする。

ウ 不燃領域率

建築物が密集していても建築物の構造によっては、隣棟に延焼し難いことが考えられる。

このことから、地域の燃え難さを表す指標として、一般的に使用されている不燃領域率を用いることとする。

(2) 地区単位

延焼危険性の指標となるデータが、町丁目を単位として数値化されていることが多いことなどから地区の単位を町丁目とする。

なお、町丁目単位は、「まちづくり」など地域を考察する際にも有効な単位となっている。

(3) 延焼危険性の区分

本市は、木造建築物の密集した地域や耐火建築物の密集した地域、また建築物が全く存在しない地域があるなど多様な地域性があることから、市域を隣棟への延焼危険性から大きく2つ区分して、隣棟への延焼危険性の高い地区と隣棟への延焼危険性の低い地区に区分する。

表1 [地区の区分]

地 区	要 件
延焼危険の高い地区	①木造建築物の概算建ぺい率が9.2パーセント以上 ②不燃領域率70パーセント未満 ③人口密度が1万人毎平方キロメートル以上 上記のいずれにも該当する地区
延焼危険の低い地区	延焼危険の高い地区以外の地区。ただし、建築物が存在しない町丁目は除く。

4 整備基準

(1) 隣棟への延焼危険の高い地区

出場から放水開始までの時間以内に行えるように署所を整備する。

(2) 隣棟への延焼危険性の低い地区

おおむね出場から放水開始までの時間以内に行えるように署所を整備する。ただし、建築物が存在しない町丁目については除くものとする。

5 出場から放水開始までの時間を超える地区

出場から放水開始までの時間を超える地区は、おおむね西区の市境付近、見沼区の南部及び岩槻区の市境付近となっているが、いずれも隣棟への延焼危険性の低い地区である。

## 第2 整備計画

前記第2章, 第1を踏まえ、当面、整備基準数(目標数)を26署所とし、現状の25署所から新たに見沼区片柳地区に1署所を新設する。また、岩槻消防署太田出張所(以下「太田出張所」という。)及び岩槻消防署上野出張所(以下「上野出張所」という。)の2出張所を移転する。

### 1 整備計画

#### (1) 新設

見沼区片柳地区付近は、隣棟への延焼危険性の低い地区ではあるが、広範な出場から放水開始までの時間を超える地区であるため、平成32年度までに見沼区片柳地区に署所を新設する。

#### (2) 移転

##### ア 太田出張所

太田出張所は、岩槻消防署と出場から放水開始までの時間内の区域が広範に重複していることから、当該重複面積を小さくし、出場から放水開始までの時間内の区域面積を大きくするため(以下「署所の適正配置」という。)、平成32年度までに岩槻区岩槻地区に移転する。

##### イ 上野出張所

上野出張所は、太田出張所の移転に併せて署所の適正配置を図るため、平成32年度までに岩槻区慈恩寺地区への移転に着手する。

#### (3) 老朽化(耐震)に伴う建替え

##### ア 現状

一般に築30年程度が経つと大規模改修が、築50年が経つと建替えが必要になるといわれていることから、昭和40年代から昭和50年代に整備された署所の老朽化の進展に応じて順次大規模改修や建替えの大きな波が、今後訪れることが見込まれることから、計画的に建替え等を実施していく必要がある。

表2 [築30年以上の署所の概要]

基準日:平成23年4月1日

区分 署所	敷地面積 [㎡]	竣工年月日	経過年数	構造	建築面積 [㎡]	延べ面積 [㎡]
太田出張所	830	S38. 8. 31	47年7ヶ月	RC造 2/0	186	375
中央消防署	1,934	S40. 7. 17	45年8ヶ月	RC造 3/0	647	1,212
下町出張所	568	S42. 3. 15	44年1ヶ月	RC造 2/0	249	411
南消防署	1,497	S44. 7. 31	41年8ヶ月	RC造 3/0	788	1,133
岩槻消防署	1,828	S47. 7. 31	38年8ヶ月	RC造 2/0	546	1,082
緑消防署	1,438	S49. 3. 27	37年0ヶ月	RC造 3/0	638	1,399
蓮沼出張所	791	S52. 3. 25	34年0ヶ月	RC造 2/0	237	470
大久保出張所	1,136	S53. 3. 27	33年0ヶ月	RC造 2/0	313	464
西遊馬出張所	2,033	S54. 5. 31	31年10ヶ月	RC造 2/0	448	654
西浦和出張所	836	S56. 3. 31	30年0ヶ月	RC造 2/0	415	652

※下町出張所及び緑消防署については、既に移転建設工事中及び計画決定されている。

## イ 計画

### (ア) 太田出張所

太田出張所は、竣工（昭和38年）から47年が経過し、本市で最も経過年数が長く、老朽化が著しいことから、前記第2章、第2、1、(2)、アに記載のとおり署所の適正配置を図ることに併せて、平成32年度までに岩槻区岩槻地区に移転する。

### (イ) 岩槻消防署

岩槻消防署が竣工した昭和47年（築38年）に比べ、災害は、複雑多様化し、その件数も増加の一途をたどっている。

こうした状況に対応するため、人員、消防車両、資機材等の増強を図ってきたが、現在の規模では、消防署としての機能を維持していくことが困難な状況であり、老朽化も著しいことから署所の適正配置を勘案しつつ、平成32年度までに現在の位置で建替える。

### (ウ) 中央消防署

中央消防署が竣工した昭和40年（築45年）に比べ、災害は、複雑多様化し、その件数も増加の一途をたどっている。

こうした状況に対応するため、人員、消防車両、資機材等の増強を図ってきたが、現在の規模では、消防署としての機能を維持していくことが困難な状況であり、老朽化も著しいことから署所の適正配置を勘案しつつ、平成32年度までに現在の位置で建替えるに着手する。

## 2 出場から放水開始までの時間を超える地区への対応

出場から放水開始までの時間を超える地区（新設及び移転先の署所が完成するまで該当する地区を含む。）については、隣棟への延焼危険性の低い地区ではあるが、当該地区の安心・安全な市民生活を確保するため、平成32年度までに、次の対応を図ることとする。

### (1) 消防活動体制の強化

#### ア 出場体制の強化

建物火災が発生した場合、出場する消防車両台数を増強し、初動体制の強化を図ることとして、初動から第2出場の部隊を出場させるものとする。

#### イ 警防計画の策定

地区の実情に合わせた効果的な消火活動を展開できるよう、事前に活動計画を策定しておくこととする。

### (2) 消火活動初期の対応力強化

出場から放水開始までの時間を超える地区のうち、西区馬宮地区、岩槻区川通地区及び岩槻区新和地区の一部については、消防ポンプ自動車と同時に2台到着できるように消防力の強化を図る。

ア 乗り換え運用

当該地区内で建物火災が発生した場合、西消防署西遊馬出張所及び岩槻消防署笹久保出張所に配置されている救急隊（救急自動車）は、救急自動車から消防ポンプ自動車に乗り換えて出場（乗り換え運用）することとし、既存の消防ポンプ自動車と併せて、消防ポンプ自動車2台の出場体制とする。

イ 救急隊の増隊

当該出張所が市域の東西に位置していることから個別に考える必要があるとともに、救急隊の乗り換え運用により、実質、救急隊が2隊出場（乗り換えの救急隊及び救急隊として出場する隊）することから、救急業務実施体制を維持し、増加する救急需要に対応するため救急隊2隊を増隊する。

(3) 消防団の強化

西区馬宮地区については、荒川によって当該地区への走行経路が限定されることから、当該地区内に消防ポンプ自動車等を配置し、併せて、車庫（詰所）を設置する。

## 第3章 消防車両整備計画

### 第1 消防ポンプ自動車

#### 1 基準

全ての署所に1台を配置する。ただし、次の要件のいずれかに該当する署所は2台配置とする。

- (1) 消防署
- (2) 特に延焼危険性の高い地区の直近出張所
- (3) 消防需要の多い出張所

#### 2 基準数

39台

#### 3 充足率

現 有 数	36台	充 足 率	92.3% (-3台)
基 準 数	39台		

#### 4 整備計画

化学消防車を常時運用することとし、消防ポンプ自動車との兼用とするとともに、ポンプ付救助工作車を導入し、消防ポンプ自動車と救助工作車の兼用とする。

このことにより、平成32年度までに39台となるよう整備する。

### 第2 はしご自動車又は屈折はしご自動車

#### 1 基準

消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に1台を配置する。

#### 2 基準数

10台

#### 3 充足率

現 有 数	9台	充 足 率	90.0% (-1台)
基 準 数	10台		

#### 4 整備計画

平成32年度までに10台となるよう整備する。

### 第3 化学消防車

#### 1 基準

危険物施設等の火災に対応するため危険物施設の分布状況等を勘案して、4台（現有）を署所に配置する。

#### 2 基準数

4台

3 充足率

現 有 数	4 台	充 足 率	1 0 0 %
基 準 数	4 台		

4 整備計画

現有台数を維持する。

第 4 救急自動車

1 基準

全ての署所に 1 台以上を配置（中央消防署は 2 台）することとし、27 台（見沼区片柳地区の新設署所分を含む。）を基本として、さらに、前記第 2 章，第 2，2，(2)に記載した対応を図るための 2 台を含め 29 台とする。

2 基準数

29 台

3 充足率

現 有 数	26 台	充 足 率	89.7 % (-3 台)
基 準 数	29 台		

4 整備計画

平成 32 年度までに 29 台となるよう整備する。

第 5 救助工作車

1 基準

消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に 1 台を配置する。

2 基準数

10 台（兼用車両を含む。）

※救助工作車Ⅳ型については、2 台 1 組で運用する車両であることから 1 台として計上するものとする。

3 充足率

現 有 数	9 台	充 足 率	90.0 % (-1 台)
基 準 数	10 台		

4 整備計画

消防ポンプ自動車の基準数を確保するため、ポンプ付救助工作車を導入し、消防ポンプ自動車と救助工作車の兼用とする。

このことにより、平成 32 年度までに 10 台となるよう整備する。

第 6 指揮車

1 基準

消防局及び消防署に 1 台を配置する。

2 基準数

11 台

3 充足率

現 有 数	11台	充 足 率	100%
基 準 数	11台		

4 整備計画

現有台数を維持する。

第7 特殊災害対応車

1 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置する。

2 基準数

1台

3 充足率

現 有 数	1台	充 足 率	100%
基 準 数	1台		

4 整備計画

現有台数を維持する。

第8 特殊車等

1 資機材搬送車

(1) 基準

消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に1台を配置する。

(2) 基準数

10台

(3) 充足率

現 有 数	8台	充 足 率	80.0% (-2台)
基 準 数	10台		

(4) 整備計画

平成32年度までに2台を整備し、10台とする。

2 大型水槽車

(1) 基準

市内全域に対応する車両として、2台を署所に配置する。

(2) 基準数

2台

(3) 充足率

現 有 数	0台	充 足 率	0% (-2台)
基 準 数	2台		

(4) 整備計画

平成32年度までに2台を整備する。

### 3 電源照明車

(1) 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置する。

(2) 基準数

1台

(3) 充足率

現 有 数	0 台	充 足 率	0 % (- 1 台)
基 準 数	1 台		

(4) 整備計画

平成32年度までに1台を整備する。

### 4 水難救助車

(1) 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置する。

(2) 基準数

1台

(3) 充足率

現 有 数	1 台	充 足 率	1 0 0 %
基 準 数	1 台		

(4) 整備計画

現有台数を維持する。

### 5 特別高度工作車

(1) 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置する。

(2) 基準数

1台

(3) 充足率

現 有 数	1 台	充 足 率	1 0 0 %
基 準 数	1 台		

(4) 整備計画

現有台数を維持する。

### 6 後方支援車

(1) 基準

市内全域に対応する車両として、1台を消防局又は署所に配置する。

(2) 基準数

1台

(3) 充足率

現 有 数	1 台	充 足 率	1 0 0 %
基 準 数	1 台		

(4) 整備計画

現有台数を維持する。

7 指揮支援車

(1) 基準

市内全域に対応する車両として、1台を消防局又は署所に配置する。

(2) 基準数

1台

(3) 充足率

現 有 数	1 台	充 足 率	1 0 0 %
基 準 数	1 台		

(4) 整備計画

現有台数を維持する。

8 火災調査車

(1) 基準

市内全域に対応する車両として、1台を消防局に配置する。

(2) 基準数

1台

(3) 充足率

現 有 数	1 台	充 足 率	1 0 0 %
基 準 数	1 台		

(4) 整備計画

現有台数を維持する。

9 人員輸送車

(1) 基準

市内全域に対応する車両として、1台を消防局又は署所に配置する。

(2) 基準数

1台

(3) 充足率

現 有 数	1 台	充 足 率	1 0 0 %
基 準 数	1 台		

(4) 整備計画

現有台数を維持する。

## 9 非常用消防車両

### 1 消防ポンプ自動車

(1) 基準

消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に1台を配置する。ただし、管轄区域内に出張所が2以上ある消防署については、2台配置とする。

(2) 基準数

15台

(3) 充足率

現 有 数	15台	充 足 率	100%
基 準 数	15台		

(4) 整備計画

現有台数を維持する。

### 2 救急自動車

(1) 基準

消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に1台を配置する。

(2) 基準数

10台

(3) 充足率

現 有 数	6台	充 足 率	60.0% (-4台)
基 準 数	10台		

(4) 整備計画

更新車両を非常用として確保することとし、平成32年度までに10台を整備する。

### 3 救助工作車

(1) 基準

1台を署所に配置する。

(2) 基準数

1台

(3) 充足率

現 有 数	0台	充 足 率	0% (-1台)
基 準 数	1台		

(4) 整備計画

更新車両を非常用として確保することとし、平成32年度までに1台を整備する。

## 第10 その他の消防車両

### 1 基準

48台を消防局及び署所に配置する。

### 2 基準数

48台

### 3 充足率

現 有 数	49台	充 足 率	102.1% (+1台)
基 準 数	48台		

### 4 整備計画

小型ポンプ積載車（1台）については、消防ポンプ自動車の小型化が図られたこと及び搭乗人員が2人であり、積載できる資機材も少ないことから更新しないこととし、当該車両以外は現有を維持する。

表3〔消防車両の現有数と基準数〕

種 別		現有数	基準数	充足率
消防ポンプ自動車		36台	39台	92.3%
はしご自動車		9台	10台	90.0%
化学消防車		4台	4台	100.0%
救急自動車		26台	29台	89.7%
救助工作車		9台	10台	90.0%
指揮車		11台	11台	100.0%
特殊災害対応車		1台	1台	100.0%
特 殊 車 等	資機材搬送車	8台	10台	80.0%
	大型水そう車	0台	2台	0.0%
	電源照明車	0台	1台	0.0%
	水難救助車	1台	1台	100.0%
	特別高度工作車	1台	1台	100.0%
	後方支援車	1台	1台	100.0%
	指揮支援車	1台	1台	100.0%
	火災調査車	1台	1台	100.0%
	人員輸送車	1台	1台	100.0%
非 常 用	消防ポンプ自動車	15台	15台	100.0%
	救急自動車	6台	10台	60.0%
	救助工作車	0台	1台	0.0%
その他の消防車両		49台	48台	102.1%
合 計		180台	197台	

※基準数は、兼用車両を考慮することなく消防車両の種別ごとに計上した数。

## 第4章 人員整備計画

### 第1 基本的な考え方

#### 1 基本

24時間365日、市民の安心・安全を確保できる体制を維持することを基本とし、厳しい財政状況や行財政改革の視点も考慮する。

#### 2 人員の基準数の考え方

消防ポンプ自動車等の運用に必要な人員、通信管制業務の運用に必要な人員（通信員）、火災の予防に必要な人員（予防要員）及び庶務の処理等に必要な人員（総務要員）を合算して得た数に対して、勤務体制（2交替制）、業務の執行体制（警防業務と予防業務の比重、毎日勤務者と交替制勤務者の割合等）、年次休暇の取得日数、教育訓練の日数等を勘案して人員の基準数を決定する。

〔整備指針による2交替制での消防ポンプ自動車1台（5人搭乗）の計算例〕			
①週40時間勤務体制を確保するために必要な人員措置			
職員1人当たり年間261日の勤務を設定（365－104）			
②休暇等を取得するために必要な人員措置			
職員1人当たり年間20日の休暇等を設定（365－104－20）			
以上①、②を考慮すると、人員措置係数：365／（365－104－20）≒1.515			
5	×	2	×
↑		↑	
搭乗人員		2交替	
	×	1	×
		↑	
		1台	
			×
			365／（365－104－20）
			↑
			人員措置係数
			≒15.15
			≒15人
			↑
			必要人員（基準数）

### 第2 人員の基準数

#### 1 消防ポンプ自動車

##### (1) 基準

ア 消防ポンプ自動車2台配置の署所

（ア）水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防車等

搭乗人員5人

（イ）消防ポンプ自動車又は水槽付消防ポンプ自動車

搭乗人員4人

イ 消防ポンプ自動車1台配置の出張所

搭乗人員5人

##### (2) 基準数

552人

##### (3) 充足率

現 有 数	484人	充 足 率	87.7% (－68人)
基 準 数	552人		

2 はしご自動車又は屈折はしご自動車

(1) 基準

搭乗人員 2 人

(2) 基準数

61 人

(3) 充足率

現 有 数	54 人	充 足 率	88.5% (-7 人)
基 準 数	61 人		

3 化学消防車

化学消防車については、消防ポンプ自動車と兼用することから、運用に必要な人員は、消防ポンプ自動車に含まれているため計上しないこととする。

4 救急自動車

(1) 基準

搭乗人員 3 人

(2) 基準数

264 人

(3) 充足率

現 有 数	258 人	充 足 率	97.7% (-6 人)
基 準 数	264 人		

5 救助工作車

(1) 基準

ア 救助工作車

搭乗人員 5 人

イ 救助工作車の運用に必要な人員以外の救助のための人員（救助隊以外の救助要員）

警防部警防課訓練救助係員

(2) 基準数

ア 救助工作車

107 人（兼用車両の人員（兼務人員）は除く。）

イ 救助工作車の運用に必要な人員以外の救助のための人員

3 人（平成 23 年 4 月 1 日時点）

(3) 充足率

ア 救助工作車

現 有 数	126 人	充 足 率	117.8% (+19 人)
基 準 数	107 人		

イ 救助工作車の運用に必要な人員以外の救助のための人員

現 有 数	3 人	充 足 率	1 0 0 . 0 %
基 準 数	3 人		

6 指揮車

(1) 基準

搭乗人員 3 人

(2) 基準数

9 1 人

※消防局配置の指揮車については、総務要員等を充てるため計上しない。

(3) 充足率

現 有 数	8 0 人	充 足 率	8 7 . 9 % ( - 1 1 人 )
基 準 数	9 1 人		

7 特殊災害対応車

特殊災害対応車の運用については、消防ポンプ自動車等との乗り換えによって運用することから、運用に必要な人員は、消防ポンプ自動車等に含まれているため計上しない。

8 特殊車等

特殊車等の運用については、基本的に消防ポンプ自動車等との乗り換えによって運用することから、運用に必要な人員は、消防ポンプ自動車等に含まれているため計上しない。

9 通信員

(1) 基準

通信指令管制業務に必要な人員

(2) 基準数

3 2 人 (平成 2 3 年 4 月 1 日時点)

(3) 充足率

現 有 数	3 0 人	充 足 率	9 3 . 8 % ( - 2 人 )
基 準 数	3 2 人		

10 予防要員

(1) 基準

ア 予防事務に要する人員

1 4 3 人 (平成 2 3 年 4 月 1 日時点)

イ 危険物事務に要する人員

9 人 (平成 2 3 年 4 月 1 日時点)

※予防要員のうち、5 2 人 (2 6 署所 × 1 人 × 2 交替) については、消防ポンプ自動車等の運用に必要な人員が兼務する。

(2) 基準数

152人

(3) 充足率

現 有 数	132人	充 足 率	86.8% (-20人)
基 準 数	152人		

11 総務要員

(1) 基準

消防本部及び署所の庶務の処理等のために必要な人員

(2) 基準数

134人（平成23年4月1日時点）

(3) 充足率

現 有 数	134人	充 足 率	100.0%
基 準 数	134人		

表4〔人員の現有数と基準数〕

区 分		現 有 数	基 準 数	充 足 率
警 防 要 員	消 防 ポ ン プ 自 動 車	484人	552人	87.7%
	は し ご 自 動 車	54人	61人	88.5%
	救 急 自 動 車	258人	264人	97.7%
	救 助 工 作 車	126人	107人	117.8%
	救助隊以外の救助要員	3人	3人	100.0%
	指 揮 車	80人	91人	87.9%
	通 信 員	30人	32人	93.8%
予 防 要 員	132人	152人	86.8%	
兼 務	50人	52人		
総 務 要 員		134人	134人	100.0%
合 計		1,251人	1,344人	93.1%

※兼務については、消防ポンプ自動車等の運用に必要な人員が兼務している人員。

### 第3 整備計画

#### 1 現状

本市の現有人員は1,251人(定数)、必要な人員は1,344人であり、充足率は93.1パーセントである。

消防力の整備は、署所及び消防車両の整備とこれを運用する人員の整備を両立させていかなければ消防力を強化することはできない。

#### 2 人員配置の考え方

基本的には、消防車両(隊)ごとの人員の基準数に基づき配置することとなるが、限られた人員を効果的・効率的に配置する必要があることから、署所(中隊)を単位として、消防車両(隊)ごと配置を人員について調整を図ることとする。

表5 [車両別配置人員]

車 両		搭乗人員	配置人員	備 考
消 防 ポ ン プ 自 動 車	水 槽 付 ポ ン プ 車	5 人	7 人	・化学消防車等が配置されている署所の配置人員は6人とする。
	化 学 車	5 人	7 人	
	ポ ン プ 付 救 助 工 作 車	5 人	7 人	
	ポ ン プ 車	4 人	6 人	
	大 型 水 そ う 車	2 人	6 人	・大型水槽車のみ配置されている署所の配置人員は4人とする。
	電 源 照 明 車	2 人		
は し ご 自 動 車		2 人	3 人	
救 急 自 動 車		3 人	5 人	・1台当り5人配置とする。
救 助 工 作 車		5 人	7 人	
指 揮 車		3 人	4 人	

#### 3 整備計画

##### (1) 救急隊2隊の増強に伴う増員

前記第2章,第2,2,(2)に記載したとおり救急隊2隊の増強に伴い、当該救急隊の要員として、平成32年度までに20人を増員する。

##### (2) 署所新設に伴う増員

見沼区片柳地区の署所新設(供用開始)に併せて、当該署所の要員として44人を増員する。

なお、増員にあたっては、消防職員の職務能力を確保するため複数年度にわたって計画的に増員するよう配慮する必要がある。

4 充足率

区 分		職 員 数	充足率
現 有 人 員	平成23年4月1日時点	1, 251人	93.1%
	20人増員時点	1, 271人	94.6%
	44人増員時点	1, 315人	97.8%
基 準 数		1, 344人	

※現有人員は職員数。

※充足率は基準数に対する各時点の充足率。

## 第5章 今後の課題

社会の進展に伴い、災害は複雑化・多様化へと進化を続けており、消防に対する市民のニーズも多様化の傾向にある。

一方、厳しい財政状況から行財政改革が進むなかで、効率的で効果的な行財政運営を進めることの重要性が一層増してきている。

こうした消防を取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、本市の地域特性（実情）の把握は基より、社会情勢や市民のニーズを的確に捉え、将来を見据えた消防力の充実強化を図るため、今後も調査、研究を継続し、おおむね5年ごとに本整備計画の検証を行い、より安心・安全な市民生活の確保を図っていくものとする。